

原 生 省 廳 關 係 先 議 番 號 送 月 日

第 號 送 月 日 日 日

總 179 号
24 9 16

甲乙ノ種類
乙
801

起 案 昭 和 五 年 九 月 十 六 日 受 局 付 課 月 第 日 號 月 日

判 決 月 日 合 校 行 施 月 日 日 日

主 査

給 醫 藥 長 了 事 務 課

大 臣

事 務 課

公 衆 衛 生 向 長

社 會 衛 生 課 長

保 護 課 長

收 務 本 官

空 木

年 月 日

3

合 議 先 番 號 受 送 日 月

第	第	第
號	號	號
送	送	送
月	月	月
日	日	日

3

厚生省

厚生事務次官

農林事務次官

茨城
茨城県の農業災害復旧対策等に関する
申請願について

標記の件に関して、貴省より、本省主管事項

について問合せがあったに、左記の通り回答する。

記

一、緊急対策中 第二、衛生関係について

(一) 防疫用自動車の増配に關するは、現在努力中である。

（二）防疫用自動車燃料については、今年努力中である。

（三）防疫用自動車燃料については、今年努力中である。

二、緊急対策中 第四、財務関係について

厚生省

(一) (四) 災害救助隊運営費用の国庫補助に

ついては、現任者繰運営費用は都道府県の

負担とするものと、厚生省としては毎年予算要求に

の機会ある毎に、その補助金を計上して、現任者

と、その実現は極めて困難であるが、これに代り

へ、措置として、昨年六月の北陸震災以後、非常災害

発生に伴つて、却道村縣応急救助費用が多額に上る場合、

その國庫補助の中に、災害救助隊運営事務費に併せて補

助してゐるが、この線に沿つて黄縣に於ける颱風災害についても、

その実現を因るよう努力中である。

参考

この件の間には、農林大臣より一括して財源提出すること

が、ある。

厚生省

内閣参五請第四八一号

昭和24年6月9日

農林大臣殿

内閣總理大臣

別紙参議院議決

茨城縣の農業災害復旧対策等に関する請願

右貴省(廳)主管の件につき、書類を回付する。

追々、昭和二十二年内閣閣乙第四七号を参照されたい。

合連書

農林省(廳)長官宛ての請願書

茨城縣の農業災害復旧対策等に関する請願

紹介議員 柴田政次

請願者

茨城縣水戸市

茨城縣議會議長

菊田七平

請願書

本縣は曩に八月の水害及び病虫害等、打続く天災に遭遇し、その都度対策に奮心しある折柄、今又豪雨を伴ふアイオン颱風の襲来するあり、爲に縣下一町の農作物に及ぼす被害甚大にして、且つ大小河川の氾濫による道路、橋梁、耕地及び家屋の浸水、埋没、流出、破損倒潰等、柿育の大風水害を齎らすに至つた。
この結果當面の問題として供出数量の割當修正を始め、各種應急、復旧、恒久対策実現に要する費用については國に於て特に助成の方途を講ぜられんことを茲に請願する。

昭和二十三年九月二十四日

茨城縣會議長 菊田七平

參議院議長 松平恒雄 殿

應 急 対 策

一 農林関係

(一) 供出・数量の割当補正をせられたい。

今回の水害によって被害を受けた米・陸稻・甘藷及び穀類については前回(八月)の水害と共に実施調査の上供出割当の補正を行われた。

なお罹災農家としては十月の飯用として期待した早粳米が大減収を来たし困窮するから十月分一〇・二六三石(一人一日労働加配を含め四合・八五五(一人分)両罹災者に対しては三七〇石(一人一日四合・二〇〇日合・四六三人)を更に復旧工事促進のための労働者に対し特に一人一日当り一合五勺の加配米を夫々配給せられたい。

(二) 種子の排下げをせられたい。

災害によって被害甚しいため次年度に於て必要な種子を失った向きに対する配給用として取り敢ず水稲分について四〇〇町歩分・二〇〇石の政府所有種子を排下げられたい。

(三) 肥料の特配をせられたい。

被害各種作物について被害回復用代作播付用等必要な肥料を左の通り特配せられた。

窒素質 一六〇屯 反当二貫 二〇〇町歩分

被害桑園中樹勢衰退せる桑園八六町七反歩に対する恢復用窒素肥料三・四六八貫の特配を願いたい。

(四) 家畜用飼料の特配せられたい。

飼料畑被害一三二町歩・減収六〇%以上のもので五二町八反歩にして減収見込青刈玉蜀黍九五・四〇貫を燕麦に換算すると四一・八一七貫である。現在農繁期にあり作業遂行に支障があるから特配を願いたい。

(五) 開拓者に対し営農資金の融資を願いたい。

冬作の種苗肥料等生産資材の購入資金として反当二〇〇〇円の融資を速急に願いたい。(全減面積一・二町に対し二二四万円也)

(六) 既設林道の災害箇所は極力短期間にこれが復旧工事を施行し林産物の搬出に支障なからしめたいから復旧所要の経費五五・万円に対し高率な國庫助成を要望すると共に所要資材特にセメント約八〇トンの割当を願いたい。

(七)

罹災農家（開拓農家を含む）に対し衣料品等を配給せられたい。
罹災農家及復旧作業用として左の通り作業衣、地下足袋、寝具（毛布）を特配せられたい。

一般罹災農家

- (1) 作業衣 一三六八着 流失、全半潰れ数四五六戸につき三着とする。
- (2) 地下足袋 五〇〇〇足 復旧作業に従事する者一人一足宛配給す。

開拓農家

- (1) 作業衣 九二六着 罹災者四六三人に対し各二着宛配給する
 - (2) 地下足袋 九二六足 同 二足宛配給する
 - (3) 寝具（毛布） 九二六枚 同 二枚宛配給する
- 計 (1) 作業衣二二九四着 (2) 地下足袋五九二六足 (3) 毛布九二六枚

衛生関係

(一)

進駐軍排下白動車のタイマーを特配せられたい。
本縣衛生部に医療防疫用として進駐軍排下自動車ウーボンキマリアー二台、コンマ

ンド一台現に保有しているが、既にタイマー磨滅し破損甚しく、目下修理中であるが復旧の見込が至難であるから左のとおり御配慮願いたい。

- 1. ウーボンキマリアー二台分（スベア共） タイマー 十本
- 2. コンマンド 一台分（ ） 五本

(二)

水害防疫用自動車燃料を特配せられたい。
水害地防疫上左のとおりこれが燃料を特配されたい。

- 総走行距離 一三六三二軒
- ガソリン 一〇九〇立
- モビール 二〇〇立

三 運輸関係

(一)

排水用石油を特配せられたい。
排水長期に渉る虞れある向きについて極力排水を行い農作物の被害度軽減を図るに必要石油を左により特配願いたい。

本書函積 二七、〇〇〇町

2492/1/50
2492/1/50
2492/1/50

要排水面積 五〇〇〇町
排水可能面積 四〇〇〇町

内電動機によるもの 一〇〇〇町

①石油発動機によるもの 三〇〇〇町

三〇〇町歩に要する石油消費量一二〇〇〇立反当四〇立とする

(二) 災害対策用自動車燃料を特配せられたい

水害に際し被害状況調査、現地応急対策及種子輸送等に要する自動車用左記燃料を

特配せられたい

總走行距離 四五〇〇〇料

ガソリン 一〇〇〇立

モビール 二四〇〇立

災害対策用自動車タイマーチューブを特配せられたい

タイマー 二〇本

チューブ 二〇本

財務関係

(一) 応急救助に要する経費を次のように助成せられたい

(1) 水防費用に対して精算額の二分の一の國庫補助をせられたい

(2) 災害救助隊運営に要する費用に対して精算額の二分の一の國庫補助をせられたい

(3) 災害土地に対し地租の免除をせられたい

昭和二十二年九月以来、水害、旱害、病虫害等引続く災害により罹災者に対し特に

地租の免除を願いたい

22.3.22
18124
2492/1/50
2492/1/50

復旧対策

一 農林関係

(1) 今次水害の広汎なるに鑑み、船泊施設復旧費に対し地方財政の極度の疲弊より見て

最大限の國庫補助をせられたい

(2) 罹災漁業家の施設の復旧に要する費用材料購入資金を低利をもって政府より貸付を

せられたい

(八) 罹災公共施設並びに漁船、漁網、網等の復旧資材を特配せられたい。

漁船 一五隻 六三〇万円
漁網 網揚録網三航 三六〇万円

(二) 桑園改植及補植用桑苗購入に対する助成をせられたい。

被害桑園一七二町七反歩の中改植を要するもの三九町五反歩、補植を要するもの八六町歩の所要桑苗五六七、〇〇〇本の購入費二、五五一、五〇〇円に対し相当額の助成を願いたい。

(三) 新生崩壊地の復旧並びに既設工事の災害復旧は昭和二十二年水害による復旧計画と併一

行し実施したいから、これに伴う経費約六八〇万円に対する國庫助成の増額と所要資材の割当増加を願いたい。

(四) 農業共済保険の保険金假渡資金を融通せられたい。

水、陸稻及び蚕苗の被害農家に対し支辨共済金假渡を必要があるが、縣共済保険組合に保険金假渡の資金の用意がないから迅速な方法により低利資金融通を囑られた

(五) 農業共済保険金假渡の利息を補給せられたい。

(六) 再保険金支辨の迅速化を囑られたい。
各種災害の損害詳細を次第再保険金の請求をするが、これが支辨については、迅速な方法をとられたい。

(七) 開拓の被害については次のようにせられたい。

1. 建物流失、倒壊に対する建築資材の配給を願いたい。

一戸当り素材三〇石、釘一〇疋、ガラス一箱、セメント一袋

流失、倒壊家屋九一戸分、素材二七三〇石、釘九一〇疋、ガラス九一箱、セメント九一袋

外に補修材料八四戸分、用材一、二六〇石、釘四二〇疋、ガラス八四箱、セメント八四袋

合計 素材三、九九〇石、釘一、三三〇疋、ガラス一七五箱、セメント一七五袋

2. 排水工事及トラクター再堅用油類配給を願いたい(大八洲)

ポンプ排水により延一五〇時間

石油一五〇〇立、モビール一四〇立、ガンリン八〇立、トラクターによる再整（荒起辟土）延八〇町歩所要量、石油四八〇〇立、モビール四八〇立、シリンダー六四〇立

(ハ) 耕地の復旧に次の處置を講ぜられたい。

(イ) 今次水害復旧に要する費用については高率（九割）の國庫補助と補助金一億三千

五百万円の豫算化を速かに講ぜられたい。

(ロ) 排水に要する電力の特配並びに之が電力料金の軽減の途を講ぜられたい。

排水面積 三千町歩、これに要する石油五〇〇〇立

(ハ) 復旧に要する資材を特記されたい。

セメント三〇〇〇屯、鉄鋼五〇屯、木材一三〇〇〇石、油類三〇ギロリ
 ツトル、重線一〇屯、トランス二〇台、ベルト三〇〇〇呎

(ニ) 復旧に要する費用については融資の途を講ぜられたい。

教育関係

教育施設に対し、ガラス、セメント等の配給をせられたい。

ガラス一〇〇箱、セメント八〇屯、釘五屯、亜鉛鉄板二〇屯

三 建設関係

(一) 土木関係の施設については、昭和二十二年九月以来の水害に引続いたの災害により、その損害莫大なものがあり、堤防、護岸、道路、橋梁の破損、流失の復旧に約五億円を要する見込につき（本年度内に大半復旧可能）助成せられたい。なお、本復旧に要する左の主要資材の配当を願いたい。

昭和二十三年度災害復旧工事資材需要量（河港関係）

品名	応急工事用	本復旧工事用	計
木材	三、二五〇石	一〇、一七五〇石	一三、四二五〇石
セメント		三、四六〇屯	三、四六〇屯
鋼材	六屯	一一四屯	一二〇屯
鉄鋼二次製品	一〇屯	四四〇屯	四五〇屯
ガンリン	一六、〇〇〇立	一〇、六五〇〇立	二六、六五〇〇立
モビール	一六〇立	一〇、四〇立	二六、四〇立

(ニ) 応急復旧建築資材を次の如く特配せられたい。（住宅関係）

木材一三〇〇〇石、釘七屯、硝子二五〇箱、セメント八〇屯

恒久対策

一、土木関係

- (1) 治山、治水、利水については一元的な国家行政機構の整備と総合的な国土計画の急速な樹立実施を計るため建設省に関係部門を吸収させたい。
- (2) 災害防除に対する国家的組織を確立して、通指、連絡、其の他災害防除の人的、物的施設を整備拡充せられたい。(特に無線電柱の設備、水防法の設定、人件費、備蓄費材の配当)
- (3) 他府縣に関連のある河川の水害豫報、治水利水対策について水系別協議會を設置し、民主的な審議をなすと共に之が實現を強力に推進せられたい。
- (4) 災害復旧費、治山治水、利水事業資金は公共事業費の枠外とし、資材、資金を優先的に確保配当せられたい。
- (5) 災害復興は勿論、治山、治水、利水事業に対する地方債をも優先承認せられたい。
- (6) 治水公債を発行せられたい。
- (7) 関係府縣において水源地の保全涵養即ち、溪流、山腹、砂防の完璧を期すると共に

植林を行い、土砂の流下を防止せられたい。

- (8) 河川法を改正し治水、利水、交通並びに農林関係の一元的且強力なる行政執行の法的根拠を確立せられたい。

(9) 治水関係

- (イ) 連年の出水に鑑み利根川水系、治水、利水の根本五ヶ年計画の急速な樹立と実施をすること(水源工事、増補分流、流末工事、治水工事を含む)
- (ロ) 右基本対策の樹立に当つては自然の流れに即応し洪水に対する危険負担を公平にする事、即ち
 - (1) 江戸川河中の大拡散と放水能力の拡大
 - (2) 放水路の急速実施
 - (3) 霞ヶ浦放水路の急速完成
 - (4) 上昇しつゝある河床を掘鑿し下流各縣内低地の埋立
 - (5) 那珂川水系、小貝川、鬼怒川、久慈川水系、河川國直轄改修の促進
 - (6) 中小河川改修促進(昭和二十四年度新規事業として東仁連川及び小野川を追加助成せられたい)

- (7) 中小河川水源の涵養並びに溪流砂防工事の急施
- (8) 省線・鉄道橋梁敷設工事については全額運輸省負担に於て急速に実施し災害の原因を除去されたい。

(10) 道路関係

- (1) 六号国道の改良促進並びに舗装の実施
- (2) 地方幹線道路冠水箇所改修
- (3) 三大橋梁（海門橋・川島橋・下河原橋）の永久橋造化について昭和二十四年度より高率の國庫補助と資材の配当をされたい。
- (4) 漁港・船溜工事の復旧及び修築について充分な國庫補助資材の配当をされると共に優先的に地方債の承認をされたい。

二 農林関係

- (一) 応急救助に要する飯米の備蓄について特に考慮せられたい。
- (二) 上流地域における造林並びに治山事業の促進を図られたい。上流地域の山林の荒廢如何は直ちに本縣に至大の影響があるので利根・那珂・久慈各河川の上流である群馬

栃木・福島各縣の造林並びに治山事業に対し國は積極的に促進の途を講ぜられたい。

(三) 保安林の整備強化を図られたい。

災害に密接な影響を及ぼす森林の保安と造成を図るため保安林制度の強化とこれが整備拡充を図られたい。ついでこれに要する経費に対し國は大中の予算の増額をされたい。

(四) 排水溝の設置に要する資材の配給をせられたい（岡郷）

旧飛行場一〇〇町歩の湛水地帯に対する延一〇料の排水溝を設置する計画であるから速かに配給を願いたい。

2. 堤防工事の促進をせられたい。（大八洲）
菅生沼干沼地の堤防未完成のため年々帯水し作物は全滅するばかりであるから急速工事の促進を願いたい。



日 月 送 受 統 課 局 議 合 關 務 課 局 管 主

送 受
月 月
日 日

送 受
月 月
日 日



丙

判 決

九 月 三 十 九 日

合 校

行 施

九 月 三 十 九 日

月 日

日 光

起 案 用 紙 起 案 用 紙 丙

案 起

昭 和 三 十 五 年 九 月 三 十 九 日

局 課 受 付

月 日

日 光

主 任 官 嶋

月 日

總 務 課 長

案 末

年 月 日

厚 生 大 臣 官 房 總 務 課 長

人 事 院 事 務 總 局 任 用 向 審 査 課 長 宛

設 置 法 其 他 關 係 法 令 の 送 付 に つ い て

柳 依 頼 の 為 に 標 記 の 件 に 関 して 左 記 の 通 り 送 付 し ます

5

記

六 設置法 …… 三 部

二 組織規程 (三 部)
厚生省の内部の各内閣組織等と並ぶ有令

三 外内設置法及び組織規程 …… 印刷物なし

四 委員会設置根拠法現 …… 各省には委員会なし

五 審議会、調査会、協議会等 …… 左記のものは印刷物なし

栄養士試験審議会令

医師国家試験予備試験委員令

医師実地修練審議会令

齒科医師実地修練審議会令

社会保険診療報酬審議会令

社会保険審議会令

社会保険

国民健康保険運営審議会令

衛生統計審議会令

(昭和三十三年三月三十一日印刷物少額に付)

厚生省

その他関係法令：印刷物少額

人事院事務総局
昭和 24年9月12日

任審発オ/487号
昭和 24年9月12日

厚生大臣官房総務課長



人事院事務総局任用局審査課長

設置法其の他関係法令送付について (依頼)

標記の件については、7月/8日付任審発オ982号を以て、設置法其の他関係法令送付方を依頼したのですが、未だに送付していただけないので事務処理上非常に不便を感じている現状でありますから、甚だ恐縮に存じますが、下記法令各3部宛至急御送付下さるよう、改めてお願い致します。尚印刷物のない場合にはその旨御回答願います。

記

- 1. 設置法
- 2. 組織規程
- 3. 外務設置法及び組織規程
- 4. 委員会設置規程法様

裏面白紙

搗精所と米糠招油工場の関係

※ 搗精所 2, 3, 4 林 倉庫 配給 合同 規定
招油工場 2, 3, 4 林 倉庫 配給 合同 規定

	搗		精		所 計	米 糠 工 場			計
	造	営	収	託		庄	控	出	
北海道	99	334	433				5	1	0
青森	25	176	301				1	-	1
岩手	30	110	140				2	-	2
宮城	49	224	273				1	-	1
秋田	48	0	48				3	-	3
山形	16	163	229				3	-	3
福島	81	205	346				2	-	4
茨城	80	417	497				4	-	4
栃木	92	146	238				2	-	2
群馬	25	6	31				2	-	2
千葉	57	298	355				3	-	3
茨城	103	186	294				1	-	2
東京	190	0	190				4	-	4
神奈川	76	34	110				2	-	3
新潟	245	155	400				14	-	14
富山	85	152	237				1	-	1
石川	2	0	2				5	-	5
福井	91	88	159				2	-	4
山梨	20	12	32				1	-	1
長野	67	311	328				5	-	5
岐阜	85	193	278				2	-	2
静岡	60	130	190				2	-	4
愛知	49	7	56				2	-	4
三重	19	0	19				2	-	2
滋賀	39	40	79				1	-	1
京都	107	173	280				2	-	3
大阪	101	2	103				1	-	1
奈良	147	0	147				3	-	15
和歌山	2	1	3				3	-	4
徳島	54	143	197				1	-	1
香取	3	4	7				2	-	2
島根	23	308	280				1	-	1
岡山	48	300	348				3	-	5
広島	88	322	410				1	-	2
山口	30	168	198				4	-	4
高松	57	34	91				1	-	1
徳島	24	162	186				2	-	3
香取	31	2	33				-	-	5
高松	3	0	3				1	-	1
福岡	126	217	343				5	-	6
佐賀	33	44	77				1	-	1
熊本	22	115	137				-	-	2
大分	49	98	147				1	-	2
宮崎	21	255	276				2	-	3
鹿児島	33	43	76				1	-	1
那覇	24	345	369				1	-	1
計	2,843	6082	8,925				104	-	104

別表7

税別米糠油事情

(自23年4月至24年3月)

(單位 延)

	(A) 食糧用米 米糠重量	(B) 米糠 重量	(C) 米糠油 重量	(D) 米糠油 重量	(E) 米糠油 重量	(F) 米糠油 重量	F/E %
北海道	4,144	1357	2,820	1,464	86	121	
青森	1,401	187	180	42	2	2	
岩手	1,442	918	1,035	772	56	61	
秋田	3,131	2,288	1,125	1,557	119	142	
山形	1,802	250	1,450	103	14	12	
福島	2,371	1,887	2,585	1,502	114	133	
茨城	2,717	2,204	2,655	2,317	180	199	
栃木	2,456	1,894	2,455	1,448	16	73	
群馬	2,437	1,888	2,025	1,720	121	124	
埼玉	975	917	2,250	840	67	52	
千葉	3,135	2,431	3,105	2,348	158	169	
東京	3,387	2,126	6,210	2,825	255	366	
神奈川	8815	8,450	13,290	8,181	280	219	
新潟	3,151	2,835	3,735	2,888	199	207	
富山	2,254	1,686	2,855	1,505	108	87	
石川	1,807	1,103	3,375	1,498	89	72	
福井	1,026	1,112	3,195	1,139	84	94	
山梨	984	678	1,215	290	21	19	
長野	569	450	900	602	26	25	
岐阜	2,754	1,221	4,225	2,048	53	56	
愛知	2,085	1,408	1,215	1,051	61	61	
三重	2,297	1,797	5,400	1,986	161	178	
滋賀	4,539	4,324	7,740	3,900	368	369	
京都	1,423	1,219	900	1,103	70	70	
大阪	1,134	754	1,890	818	92	58	
兵庫	2,858	1,927	3,025	1,934	126	131	
奈良	1,346	5,286	3,150	5,652	477	477	
和歌山	4,182	3,927	8,485	3,816	371	371	
鳥取	1,096	572	4,185	339	36	39	
徳島	868	668	825	206	45	46	
高松	722	405	1,005	284	14	17	
岡山	1,100	402	675	545	32	32	
広島	1,328	1,088	7,365	1,413	191	208	
山口	1,748	1,022	2,880	1,556	170	120	
香川	2,023	1,215	4,005	878	62	63	
愛媛	663	610	1,125	536	35	35	
高知	745	615	1,845	573	37	43	
福岡	845	577	3,060	165	83	88	
佐賀	733	386	630	275	18	19	
熊本	6,406	5,223	6,705	4,716	341	340	
大分	1,810	617	1,725	586	45	45	
宮崎	1,751	1,139	3,045	813	23	25	
鹿児島	2,342	1,229	3,450	956	25	25	
沖縄	1,014	803	2,835	712	50	50	
計	1,284	217	1350	192	11	11	
合計	1,345	820	900	254	45	47	
平均	106,425	25,497	154,680	20,896	5337	5,927	111

※ (A) 食糧用米 (B) 米糠 (C) 米糠油 (D) 米糠油 (E) 米糠油 (F) 米糠油 (24年1月米基準 (24年150日標準))

別表 10

昭和二十三年農産地別品種別魚油増収状況

単位 石

244 油糧配給公団水産油脂課調査

	鰹油	鯊油	鰹魚油	鯊魚油	鰹鯊油	小分油	鯊魚油	鰹魚油	鯊魚油	鯊魚油	鯊魚油	計
北海道	129	2315	295	41	448	1018	183	291	5	13	5,238	
青森	13	87	250	1	1	112	12	1	-	-	467	
岩手	1	9	105	-	41	5	13	6	-	-	180	
宮城	18	5	201	-	6	4	12	1	-	-	247	
秋田	-	-	1	-	-	6	-	-	-	-	13	
山形	1	-	4	-	-	-	-	1	-	-	6	
福島	-	-	97	-	-	-	-	-	-	-	97	
千葉	12	-	4	-	-	-	-	-	-	-	16	
東京	3	4	1	-	-	-	4	-	-	-	11	
神奈川	-	-	-	-	-	-	11	-	-	-	11	
新潟	15	2	10	-	-	-	6	-	-	-	33	
富山	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	2	
石川	38	3	115	-	-	-	1	4	-	1	161	
静岡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
廣知	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	
京都	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1	
大阪	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	4	
兵庫	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2	
和歌山	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	
鳥取	-	-	4	-	-	-	-	-	-	-	4	
島根	-	-	5	-	-	-	1	-	-	-	6	
長門	97	-	-	-	-	-	-	-	-	-	97	
宮崎	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
合計	333	2425	1,600	42	496	1,140	237	304	5	13	6,002	

別表 9

北海道における魚油生産高及収買高対比表 (23年4月期) (24年3月まで)

単位 町

※ 生産高は北海道水産物検査所の調査
収買高は油糧配給会社の調査

魚油名	鯊油	鯨油	鮫油	鯊魚油	いり油	油鯨油	鯊鮫油	鯨油	鯊油	合計
水産物検査所	140,547.9	252,403.2	97,419	54,760.3	420,354	456,208.5	299,784	1395,076.5	148.5	6705,192.5
油糧配給会社	129,369.3	2315,291.4	194,732.1	223,715.6	1,018,430.4	446,077.5	291,133	1,149,309.5	-	6368,066.8
比率	91%	92%	86%	41%	242%	98%	97%	82%	-	95%

冬存紙

経調第398号の二

昭和二十四年八月二十六日

中央経済調査廳次長

厚生事務次官 殿

油脂行政盗査最終綜合報告送付について

本年二月より六月に亘り実施した標記行政盗査の報告書を別冊の通り
取纏めたかう参考に資せうれたい。

56
子多の女役

裏面白紙

油脂行政監査最終綜合報告

(昭二四・七・三一)

○ 実施期間 自昭和二十四年二月中旬、至今年六月
○ 対象行政機関 農林省、商工省(通産省)、油糧配給公団各級機関

福岡県、宮城県、北海道、福島県、青森県、千葉県、長野県、
三重県、石川県、愛知県、大阪府、岡山県、山口県、長崎県、
鹿児島県、香川県各道県庁主務当局
右の外米糠に関する追加監査対象として、東京都、新潟県、
佐賀県、愛媛県各都県庁主務当局

○ 監査結果目次

第一 総 評

第二 行政機構面

一 中央、地方の指導監督機構について

二 油糧配給公団について

第三 国内産油脂原料の生産、集荷、価格割当面

一 概 況

二、なたね関係

A. 生産計画について

1. 作付面積面

2. 肥料割当面

B. 供出面

1. 都道府県に対する農林省の供出割当状況

2. 都道府県における実績査定状況

C. 供出及収買の状況

D. 還元油及還元粕制度の実施状況

三、大豆関係

A. 生産計画面

B. 供出面

1. 供出割当について

2. 供出成績について

C. 還元油制度の実施状況

四、米糠関係

A. 糠油計画とその実績

B. 全量糠油の連前は買付れているが

C. 糠油工場設備について

D. 飼料供給会社の取扱面のオンブツク介入の不徹底

E. 還元油制度の実施状況

五、魚油関係

A. 生産計画面

B. 魚油生産量の把握状況

C. 魚油原料の計画的割当制は全く行はれていない

D. 収買の状況

六、価格面

A. なたね関係

B. 米糠関係

C. 魚油関係

七、糠油工場に対する原料割当面

A. 原料割当基準について

B. 生産実態の把握状況

第四、輸入原料の取扱いはかり

- 一、原料割当面
- 二、生産実態の把握状況
- 三、製品の収買状況
- 第五、工場登録制度の運営の合理化について
- 第六、油脂加工関係
 - 一、原料油脂の割当状況
 - 二、生産実態の把握状況
- 第七、食用油及石鹸の配給面
 - 一、食用油関係
 - 二、石鹸関係
 - A、家庭用石鹸について
 - B、労働者用石鹸について
- 第八、改善意見
 - 一、経済安定本部関係
 - 二、農林省関係
 - 三、通産省関係
 - 四、物産方面関係
 - 五、油糧配給公団関係

第一総評

戦後国民食糧需給事情の全般的悪化に会し一時は殆どその收拾の方途なく、着かぬかに見えたこと周知の通り。然るはその後主として合衆国の好意に因り穀粉、蛋白質食品については逐次相当の計画的改善を見ることができるようになったのであるが、就中最も需給の逼迫した食用油脂（脂肪）の正規供給量の回復は遅々と進まずかの二十三年三月一日附「国民食糧及び栄養対策審議会」の経済安定本部総裁宛答申の「一人一日当一〇瓦摂取」には未だ及ばざること遙かに遠く、二十三年計画配給量は辛うじて都市居住者二瓦、農村居住者一瓦と云うみぢめな数量に止まらざるを得ず、而も実際にはこの程度さえ満足には配給出来なかつた低迷した状態に在ることは洵に遺憾な事態と言はねばならぬ。石鹸其の他の工業用油脂についても亦同様極めて窮乏な需給状態に追い込まれていること云うまでもない。

経本の経済復興計画第三次案では、計画最終年度の油脂需要量を食糧用、工業用と併せ合計五六九七〇と推計しこれが供給については先づ極く国内から仰ぐ重前大豆、米糖、なたねの三大農産油脂原料五三〇、〇〇〇の計画集荷を想定しこれからの榨油量九六〇、〇〇〇、これに魚鯨油（鯨油は沿岸捕鯨に依るもの）一五、七〇〇、其の他の雑資源を加えて合計油脂量一八九五〇〇と見込んでおられるのであるが、農林省が推算した同

内産油脂の二十三年度供給可能量は僅かに一三一一三吨に止まっているのに徴すればこの油脂需給面の復興計画の達成には余程強力な思い切った国内的施策が積極的にかえられるのぞなければ到底覚えないものと思料される。

このような油脂需給の現況とその在るべきすがたに關する見透し事情とは照忘し今次行政調査の重点指標としたところは要約して次の如し。

1. 油脂行政の重要性が行政実施面は於いて充分自己目的を貫徹してゐるが、
2. 戦後の国際收支見透しに應じ国内油脂資源の高度利用についてこの措置は積極的であり適切であるが、
3. 油脂統制の業務運営へ現物のハンドリングは公正円滑に行はれてゐるが、

監査の結果を概説すれば、

第一の点については率直に云つて前述のような極めて逼迫せる現在の需給状況に対処し遺憾なきを期する上は復興計画実現の前途は横たはる幾多の困難を想うときには尚更一洵に心細い感じを与える程度のもは過ぎない遺憾な状況に在る。

惟うに戦前の我國は満洲の大豆、朝鮮、樺太の魚油等植民地移入油脂資源に極めて恵まれた環境にあつて製品の輸出余力を保持してたと云ふことの情勢の上は、今尚眠つてゐると云ふべきであろうが、今やこの情勢は逆転し二十三年度の如く油脂、油脂原料の約八〇%を米国の援助資金により輸入しても尚且つ極度に逼迫した需給をしか示

し得ない厳しい情勢下に於て、これに正面から真剣に取り組むと云う氣魄ある行政態勢が殆ど出来ていないのである。即ち中央に於て、既に油脂行政施策の中心推進力となるべき機構が不明瞭な様に油脂行政機構は洵に弱体であり、業務は多数の部局に分散処理され、その向に統一がない。まして、地方段階での不統一と連絡は一層甚しい。中東地方を通じ油脂行政施策の強力な推進体制は全く出来ていないと云つても過言ではあるまい。

この事態は悉いて第二の向題たる国内油脂資源の開發利用施策の脆弱化を齎らしてゐる。即ち、

「反たね」は麦の犧牲となり、「大豆」は他の雜穀と共に單なる食糧として主食供給の調節的役割を演じさせられているに過ぎず、「米糠」は飼料としての取扱いは寧ろ重点が置かれ、魚油の原料は計画的魚類分荷の対象にすら除り上げられていない状況である。重要国内油脂資源の積極的開發、高度利用の施策は何れも未だ全く結ばれて居ないと言つたら言い過ぎであろうか。

第二の統制業務の運営、即ち現物のハンドリング面についても、第一の行政機構の分散的弱体とその不統一が反映し施策にも未熟な点が多く、其の運営も適切を欠き、未だ多くの改善の余地を残した謂はば荒蕪地の感が深い。殊に国内産油脂、油脂原料を正規ルートに乗せる面に最も欠陥が多く、多量の統制をばれを生じて居り、念しい貴重資源

源の取扱いがふりとして余りにも極端判断を失している憾みが多い。但し輸入油脂原料に關する限り農林省の取扱いがふりは悪いの外良好で他の統制業務の模範とするに足る点も少くなく、この点は推奨に値するものがあるとする言えようか。

第二、行政整備面

一、中央、地方の指導監督機構について

中央、地方を通じて油脂指導監督行政機構は多くの部局に分属し、その向の綜合統一性に欠けているため、寧ろ互に牽制し合つて行政能率を低下せしめていく傾向が強い。例えば中央では農林省が油脂原料、油脂の生産及食用油脂を担当し、通産省は油脂加工面を担当することにされているのであつて、例えば人造バターの場合を見ると、原料中性油の生産割当は農林省、食用硬化油の生産割当は通産省製品のバター工場に対する製造割当は農林省となつてゐるの類、而も特に分散の弊の著しいのは、農林省部内で農林省の油脂行政は正面官制的に之を見ると食糧庁食品部油脂課でこれを中心的に担当してゐるようは見えるのであるが、業務の内容を仔細に検討すると油脂行政で最も重要な部面が他の部局に分属してゐるのである。即ち、

大豆は食糧庁食糧部、魚油は水産庁、米糠は畜産局、桐油は蚕糸局で取扱つて居り、

し得ない厳しい情勢下に於て、これに正面から眞剣に取り組むと云う氣概ある行政態勢が殆ど出来ていないのである。即ち中央に於て、既に油脂行政施策の中心推進力となるべき機構が不明瞭な様に油脂行政機構は洵に弱体であり、業務は多数の部局に分散処理され、この向に統一がない、まして、地方段階で不統一と連絡は一層甚しい。中央、地方を通じて油脂行政施策の強力な推進体制は全く出来ていないと云つても過言ではあるまい。

この事態は悪い第二の向題たる国内油脂資源の開發利用施策の脆弱化を齎らしてゐる。即ち、

「豆たね」は麦の犧牲となり、「大豆」は他の雜穀と共に單なるわき役として主食供出の調節的役割を演じさせられてゐるに過ぎず、「米糠」は飼料としての取扱いに寧ろ重点が置かれ、魚油の原料は計画的魚類分荷の對象にすら採り上げられていない状況である。重要国内油脂資源の積極的開發、高度利用の施策は何れも未だ全く絶つて居ないと言つたら言い過ぎであらうか。

第二の統制業務の運営、即ち現物のハンドリング面についても、第一の行政機構の分散的弱体とその不統一が反映し施策にも未熟な点が多く、其の運営も適切に欠き、未だ多くの改善の余地を残した謂はば荒蕪地の感が深い。殊に国内産油脂、油脂原料を正規ルートに乗せる面に最も欠陥が多く、多量の統制こぼれを生じて居り、念しい貴重資源

源の取扱いがよりとしては余りにも極端判断を失している憾みが多い。但し輸入油脂原料に關する限り農林省の取扱いがよりは思いの外良好で他の統制業務の模範とするに足る点と少くなく、この点は推奨に値するものがあるとする言えようが。

第二、行政機構面

一、中央、地方の指導監督機構について

中央、地方を通じて油脂指導監督行政機構は多くの部局に分属し、その間の綜合統一性に欠けているため、寧ろ互に牽制し合つて行政能率を低下せしめよう傾向が強い。例えは中央では農林省が油脂原料、油脂の生産及食用油脂を担当し、通産省は油脂加工面を担当することになつておるのである。例えは人造バターの場合を見ると、原料中性油の生産割当は農林省、食用硬化油の生産割当は通産省製品のバター工場に対する製造割当は農林省となつておる。而も特に分散の弊の著しいのは、農林省部内で農林省の油脂行政は正面主目的に之を見ると食糧庁食品部油脂課でこれを中核的に担当しているように見えるのであるが、業務の内容を仔細に検討すると油脂行政中最も重要な部面が他の部局に分属しているのである。即ち、

大豆は食糧庁食糧部、魚油は水産庁、米糠は畜産局、燻油は蚕糸局で取扱つて居り、

尚なたね、大豆の生産は農政局が、榨油工場に対する資材割当は大臣官房が油糧の検査は食糧庁食糧部がこれに當つて居る。而もこれ等の場合、その業務は、之等の部局で主役的業務としてこの役割を与えられていないので、ほんの端役的役割を演じているに過ぎないのがある。

このような部内の錯雜した分属關係業務を統括調整する役目を正式に負はされておるわけでもないのに事実上油脂行政の中核推進体たることと、現在の食糧庁食品部油脂課に期待しては無理と言ふものである。結局農林省部内だけで考へてその所管油脂行政施策の綜合的推進に當る機構はどこにもないわけであつて而も各部局間の連絡不充分のため、各種の弊害、混乱を生じている弊害面については第三次中間報告第五の四に述べた通り。

地方に於ける機構も中央の分属状態の引うつしの縮図であり、より悪いことにはこの場合には全く中心となつて油脂事務に専従しているものがなく、片手間に担当していたり経験の浅いものが担当してたりして更に一層甚だ弱体である。へ第三次中間報告第四のニ参照)その上これに対する中央の指導監督力は前述した通り弱体ぶりであるから、後述する各項に於いて明らかな如く、取扱が府県に依り区々に亘り中央施策の意図はとがく、末端に於いて實現し得ない必然的仕組のようになつておる。

二、油糧配給公団について

油糧配給公団の職員数は、二十四年四月一日現在五六七名その人員配置は本部一六三名、支部（全国六支部）二九八名、府県一〇六名の支部に重点を置き、府県段階を益々くした紡錘形的配置で全然職員配置のない府県十一に及んでいる。

従つて公団業務の第一線は支部であり、收買の指令、出荷指図、代金決済等、原則として支部が直接執行し、府県段階の支所へ又は出張所へは一部の業務について支部と地方行政機関又は関係業者との間の口うつしの連絡を勤めてゐるに過ぎない、そのため公団業務の処理は激活動を欠き関係者に煩瑣な手数と迷惑をかける点が多いのみならず、公団は本来の業務遂行責任を完うしきれないとする云々よう、即ち公団当局は取引について一般に現物の確認をせず軍にオンブツツで処理してゐるため統制はこぼれが多くゆるい統制になつてしまつてゐる。併し公団と斯の如き状態に迫り込んだ根本の原因は全定員不足に在ると判断すべきであろう。（別表一参照）業務の近似してゐる飼料配給公団の二十四年四月一日現在職員数は二〇二八名であるのにも過ぎると云ふことはけつかりである。職員を充実して業務の完遂を期するが、公団の算盤的立場は偏するの不得已について業務の不完全に目を蔽うが、公団の使命は照して三思三省すべきものがあろう。

尚飼料配給公団の業務との関連は於て現状では同一工場で同時に生産される魚油は油糧公団に、魚粕は飼料公団に、糠油は油糧公団に、脱脂糠は飼料公団にと切れく

に取扱はれ、互に無駄な重複した労力を費してゐる面が少なくないのであるが、之を一元化する事は労力の節約となるのみならず物資を確実に把握させ統制自体を確実にらしめる途であると思はれる。

- 公団業務の運営面に於ては
1. 基本金が一千万円にすぎないこと。
 2. 健全融資が抑制され、九月以降八一、一二〇千円にその貸出残高が固定したこと。
 3. 南氷洋の鯨油一七、八〇〇トンが四月に入荷しその收買価格一、二一六〇千円が極めて徐々にして回転できなかったこと。
- 等が資金面に大きな圧迫を加えた、代金取立は迅速に行われ下り支払は遅延する傾向を顕著した。

(附) 油糧配給公団の四月決算

月	収入		支出		差	
	数量(トン)	金額(千円)	数量(トン)	金額(千円)	数量(トン)	金額(千円)
4月	17,800	1,212,160	10,900	742,209	17,500	1,215,160
8月					6,900	465,851

9月	3,300	124,727	3,600	245,154
11月	5,000	150,597	600	40,557
12月	400	27,240	200	13,617

その業務を公団制度の本旨にそつて能率的に運営するためには一面に於いて基本金を増加し、その受信能力に弾力性を持たせ金融方式を確立することにしなければならぬのであるが、更に輸入原料の工場別割当を可及的速かに決定すると共に、製品に對しては遅滞なく各工場に出荷指図として、資金商品の循環を円滑迅速に進行させる様特段の措置を講ずるの要があると思はれる。(第三次中向報告第六参照)

第三、国内産油脂原料の生産、集荷、価格割当面

一、概況

國際收支面から国内産油脂資源の供給力を最大限に發揮することとを要請され、我が國事情に照し、主要國産油脂資源たる「なたね、大豆、米糠、魚油の生産、集荷面に對する行政施策の実施状況は頗る生ぬるいと云はざるを得ないものがある。中央に於ける計画性は頗る弱く生産について一応の目標数字は樹てているが、これ

を確實に実現するための施策に筋金が入らな居らず、生産の実態を捕捉するに於いてこの有効な手段も講ぜられていない。従つて供給割当とこの確保事務も不確定となし、頗る不完全なこぼれの多い統制となつてゐる。中央の地方庁に對する指導監督が具体的に行はれず、生産、供出の現地施策はこれを大まかに地方庁に一任してゐるので、取扱が各地方で区々になつてゐるのみならず全体の成績が一向に挙がらない原因となつてゐる。特に「なたね」魚油についてこの傾向が著しい。

二、なたね関係

A 生産計画について

1. 作付面積面

二十三年産なたねについて農林省の予定した作付面積は、肥料配給の計画面では七、四一三町歩であり、其の後食品局から府県に割当た面積は五、九、九、六五町歩であったが、實際作付面積は農林省統計調査局の調査では三、四、一、六四町歩に過ぎず、食品局では二十四年三月七日附で四、三、〇、〇町歩とこれを推定し其の後更に四月九日現在三、六、七、三六町歩とこれを訂正発表してゐる。(別表ニ参照)

農林省統計調査局は作物報告事務所に對する個人申告が基礎であり、食品局の推定は都道府県庁の調査報告が基礎であるが、何れも嚴格な実態調査をした上の

ものである。何れにしても素々生産計画が机上だけのもの、極めて実現性に乏しいものであることは明瞭であり、競合作物としての麦はけおとされ、計画よりも実際作付が縮小する傾向にあることも疑の余地はあまりない。其の原因は都道府県が一応机上の作付計画を樹てて市町村に下しているが之を確保するための指導措置を殆ど行っていない上に、一方競合作物である麦の作付については強制供出の關係上割当面積以上に拡大する傾向があつて「なたね」はその犠牲となる傾向があり、又收益の点よりするも別項に述べるように現在の「なたね」の收量程度では麦作よりも不利と見られる事情も手伝つて計画は結局絵に書いた餅とならざるを得ない情況と判断すべきである。

〔注〕農林統計に依れば最近の「なたね」作付面積の遞減傾向は次の通り。額面通りには受取れぬかも知れないがひどくなつたものである。

(単位千町歩)

昭和九年度	九一
昭和一〇年度	九九
昭和一一年度	一〇七
昭和一二年度	一五
昭和二三年度	二六

2 肥料割当面

農林統計に依れば「なたね」の反収は昭和九一十一年の平均で九八一石 十四十五、十六年は何れも一石を超えたことになつてゐるのであるが二十一年には実に〇・三八七石に低下してゐる。食料局の二十三年度の推定反収は〇・五〇〇石と稍上昇してゐるがそれでも戦前の半に過ぎない。反収の減少の大きな原因は肥料量の減少に在ると推察される。

農林省農政局の調査に依る「なたね」と麦の標準反当肥料量及び實際割当量の対比は次表の通りで長に比し如何に「なたね」が差持されてゐるかが窺はれる。

なたね	麦			標準反当肥料量(A)	二十二年秋肥割当(B)	B/A	二十三年秋肥割当(C)	C/A
	加	併	窒					
里	一・〇	五・〇	八・〇	一〇・〇	四・〇	五〇・〇%	五・〇	六二・五%
町	一・〇	五・〇	八・〇	一〇・〇	三・三	三三・〇%	五・五	五五・〇%
郡	一・〇	五・〇	八・〇	一〇・〇	三・三	三三・〇%	五・五	五五・〇%
県	一・〇	五・〇	八・〇	一〇・〇	三・三	三三・〇%	五・五	五五・〇%
道	一・〇	五・〇	八・〇	一〇・〇	三・三	三三・〇%	五・五	五五・〇%
全国	一・〇	五・〇	八・〇	一〇・〇	三・三	三三・〇%	五・五	五五・〇%

B 供出面

1. 郡道府県に於ける農林省の供出割当状況
 農林省が郡道府県に於ける供出割当をする場合には、収付計画を基盤に採って
 いる。収付面積の計画と実績とに甚だしく懸隔があること、から当然、あるう
 併し自ら実績と正確に調査することもできまい。この場合郡道府県と協議を場
 して割当数字を協定するの易きについて、この場合郡道府県側亦同じく事前
 に正確な調査はしていかねば、あるから双方違視の手懸数量について討議するに
 過ぎず全国的に果向のバランスを得た公平な割当を期待し得べいか、ならず相
 当に実状と遊離した割当が行われていた状況である。尚二十三年度は農林省の割当
 通知が遅れて収穫後に下りて来、供出に支障があつたこと、は、第二次報告、第二
 次、第一、一、B(2)で述べた通り。

2. 郡道府県に於ける実績査定状況
 (a) 収付面積について
 郡道府県に於ける収付面積査定方法の概要は次表の通り。

査定方法	道府県名
イ 計画面積	福岡、鹿児島、香川
ロ 肥料配給面積	

ハ 割当審議会での査定面積	北海道
ニ 地方事務所調査面積	青森
ホ 主として作販事務所調査面積	岡山、千葉、長野
ヘ 収帳、地方事務所、その他の調査平均面積	福島、山口
ト 過去の農林統計面積と地方事務所、作販事務所調査面積を勘案	長野、愛知

反当収量について
 反当収量の査定に當つて検見をしているところ、殆んど可く査定方法の概要は次表の通り。

査定方法	道府県名
イ 部分的検見	長野、愛知(別表三参照)
ロ 過去の実績	長野、岡山、北海道
ハ 地方事務所報告	山口
ニ 過去の実績と地方事務所報告の平均又は勘案	福島、青森

木 勘
ハ 盛定せず

千葉
香川、鹿児島

(C) 未滿に於ける割当状況

市町村に於ける個人別割当も、供出が強制酌量でない関係上慎重と欲き、一括
部考に割当たり、甚しきはずたわし栽培の有無にか、わらう全耕地に按分割
当とした例すらもある。(愛知県、西尾町、福次町、一宮市)

C. 供出及収買の状況

二十三年産のびたわしカ府県別供出割当及(三月三十一日現在)供出実績は別表
四の通りであるが最高三三。%最低一ニ%平均九〇%の供出成績は決して良好と云
い難いのみならず、都道府県別にその成績は甚しくバラバラなバランスも甚しい。
尚その果の全体の数字では割当に對し供出が一〇。%に達してはいないかにその果内
の一部は超過供出が相当出ていることは割当が突状に適合してはいないことを物語つ
ているものに外ならない。油糧需給調整規則の建前では指定業者が稟荷して、公団
が之を買取り、公団は知事の指定に依り榨油業者を売渡すこと、なつていすが、既
に述べた如く公団の府県段階措置は極めて弱体で指定業者の報告のみに依り、現物を
確認せずオンブツクで収買手続をなしている状態であり、指定果荷業者と榨油業者と

が兼ねているものが多数であるため、生産者と榨油業者が直結を以て、何等実質上受つ
極めて容易になつていゝる実情は二十三年十一月の兼業禁止によつて何等実質上受つ
ていざい、この点が供出割当は非常に堅かつたと云ふから、第二次報告中(第一
一、一、D参照)に述べた如く知事が特別の措置を講じた場合を疎いて一紙に備出
実績が挙げられた最大の要因である。

例えは長野県では農林省の供出割当が過少であつたので還元油を規定量以上に渡
しても尚ほたわしの公団収買予定量は確保し得ると見込み置元油の量と恣意に五分
から九分(一四八五五)に引上げて実施したところ五現ルートに集る「びたわし」が
果の当初予定(割当の三倍五七六五)に反し減少したため(三二九、四〇五)で(一
三月三十一日現在予定の五七%)なつたわしの公団収買予定量(三二、六八〇五)は到
底達せられずといふやうな状態となつた如きは、この間の消息を物語るものと
云えよう。(別表四参照)

(注) 別表四のびたわし収買一覧表は二十四五五月末における公団本部の調査であつた
当時長野果の供出実績は一部未確定のため超過供出の記載が留保されていたがそ
の後の通り訂正された。

びたわし割当供出実績 一〇九六八〇五
びたわし超過供出実績 二一九三六〇五

D 還元油及還元粕別度の実施状況

1. 還元油と還元粕に對する油五升（八二五元）と油粕全量の還元は一畝に用着に実施されてゐる。このため、栽培が及に此れ収益の点に於いて方々である。状況下（後述）に於いては、還元油と還元粕の割合が供出の態とらつてゐると云えよう。特に油粕は稲の追肥用として農民の最も欲するもの、の如く、この別度供出促進に相当の効果を挙げているものと認めらる。然し生産奨励や供出奨励の本系、適正価格の算定に依つて、これを必ずやあり還元別度に依ると云う方法が、正攻法と云えよう。勿論、この全量供出制を採つてゐるものであるから自家消費に必要量の還元は已むを得ないところである。が供出量が增大すれば、これに比例して無制限に増量してゆく別度は第一次報告に指摘した通り、第二次報告（一月の参照）主産地に於ては不当に多量の還元油と交換さすべしと云ふべきことになつて、やはり油の増産を促すことになり、頗る不合理である。

2. 食糧庁食糧部は、二十三年度の還元油の算定は農家一戸平均一六五元である。と報告してゐるが、これは供出不収で数量供出者の多かつた事實を物語つてゐる。本調査に際し、具体的に指摘した如く、不当に多量の還元油と交換する春の存在を否定し、之等に対する政策を教示して可なりとする論議とは、やはり併せて思ふべきである。

2. 超過供出に對する油の還元の方法について

農林省の方針の指示が不徹底で、各都道府県の取扱いが夫々まちまちとつてゐること、第二次報告に述べた通り、（第一次第一、一〇）（参照）都道府県別、超過供出に對する還元油の量は別表四の通りである。この供出成績が割当を遙かに下回つてゐるのに相当量の還元油を出してゐる府県が多いこと、割当の不公平を推測し得ると共に、この別度自体に矛盾を感じさせるものがある。

尚つたわい、全量供出の建前を採つてゐることからして、超過供出に對して特別取扱いをすること、自家消費であるし、國內油脂資源確保の緊要性より見ても、全量還元別度は極めて不合理であると思はれる。

三、大豆関係

A 生産計画

農林統計に依り、大豆の作付面積の推移は、次表の如く低下の一定を止り特に近年の急減ぶりは甚だしい。

昭和九年	三三九、一八二、〇町歩
昭和一〇年	三三五、三四四、八〇
昭和一一年	三二九、四七〇、三〇

昭和二十一年
昭和二十二年

二二六、四九二、五町歩
二二六、一七六、二〇〇

(二十二年は食糧管理局の推定)

農林省では奇異なことには大豆の増産対策について、何等強力な措置を講じていない。大豆は主食としての総合供出制度に組み入れられ、他の雑穀と同格の主食のゆき程度に取扱いを戻して、更に過ぎない力で、勢い、都道府県に於ける生産計画も机上プランに留め、町村段階では北海道の場合を抜き、概数一本に引うくるので、作付計画が、折角の大豆の作付計画が、こゝで、行方を見失つてしまつて、いふのが一歌である。

B. 供出面

1. 供出割当について

大豆としての生産計画は、樹つていながら、農林省は都道府県に於て一定の供出目標数量を示して、いさゝか、都道府県でも供出目標数量を都道府県に割当して、いさゝか、その際、作付面積、収穫の突進、調査して、水田を基礎にして、いさゝか、二、三県程度に過ぎない。(北海道、岡山県、青森県)
地方事務所も、理屈の資料を持つて、いさゝか、の割当量を思ひ、く、基礎により町村に割当して、いさゝか、但し、これ等の割当は、下に下して、居るといふに

止り、割当する例も、夏ける例も、この数字を真剣に取扱つて、いさゝか、とは供出の突進が多くの場合、いさゝか、アンバランスを示して、いさゝか、に照して、明瞭である。(別表五参照)

2. 供出成績について

二十三年産大豆の供出成績は、食糧管理局の調査に依れば、別表六の通りで、二十三年三月末の割当量八四三、〇〇〇トに対し、供出量一、八四七、九二〇ト、供出率一四一%の成績である。然し、これ大豆が味噌、醤油原料として、仕事であるため、多くの果て、夫々各種の供出奨励方を講じたため、特別の方策を講じた、果ては、概ね成績が悪い。(第二次、第一、二B(2)参照) (別表六参照)

C. 還元油制度の実施状況

農林省の二十三年産大豆の供出に対する還元油制度実施に關する通帳は、概して二十一年一月中旬に都道府県に到達したと、還元量が、数量、関係、大して、供出促進に役立ったとは認め難い。

各都道府県に於ける取扱状況は次の通りである。

1. 二月末現在還元を實施して、いさゝか、行果	青森、福島、三重、長野、千葉
	長崎、北海道、鹿児島、福岡

ロ 微量供出者には一括戻候せしめたる府県
 ハ 還元率を政じて実施したる府県

岡山 山口
 宮城

四 木糠閃床

A 榨油計画とその実績

二十三年度木糠搾油計画とその実績は左の通りである。計画達成率は良好である。計画
 のものから種々の内輪の見直しである。これはまた、甚だしく満足するわけには行かない
 数字である。(別表七参照)

	木糠の処理量	糠油生産量
二十三年度農林省の計画	五〇,〇〇〇 屯	四〇,〇〇〇 屯
実績	七〇,八九六 屯	五七,四七 屯 <small>(反復)</small>

(実績は概利概のみについて、油糧配給公団の数字)

註 二十三年度五木搗搗数量は三二、八九三屯で之がうち発生した木糠はその三

四に当る。六、四二五屯へ食糧配給公団調査)があるから概ねその七〇を

程度が搾油用に向けられたに過ぎないことになる。

B 全産搾油の建前は貸付か

木糠が重要な油粕資源となり、これを以て出来れば多く搾油原料に廻すことを考慮す
 るべきである。次の通りその努力が未だ充分でない。

一) 農林事務所は馬糞の検査をする場合は糞田長についてその検査し、糞田長は関

運して稾の発重量をチエツスすることにしていな。

- (b) 食糧配給公団は委託揚精する場合の木標について完全把握の内心が少なく、愛媛県では委託揚精所で発生した米標は全然收納しなかつたと云う極端な例もある。
- (c) 配給機で生標のまゝ配給されるものか次の如く約二七％に及んでゐるが、これは何れも搾油に廻すべきものである。二十三年度食糧配給公団米標発生量一〇、四二四、八六二担生標のまゝ配給二〇、六五七、八二〇担
- (d) 食糧配給公団輸送用保留八九八、五九〇担へ食糧配給公団調査
- (e) 食糧事務所が直接委託揚精する場合に生ずる米標は生標のまゝ農村へ配給されてゐる。

二十二年四月から二十四年三月迄の委託揚精実績は三二六、二七三モであつて、税出未払い数量であるが、食糧管理局は、これによつて生いた米標について内心が薄く、その数量も正確に把握してゐない。

- (f) 食糧事務所直接委託揚精米三二六、二七三モよりの発生量は三四％にして二〇、九三モ、之を搾油するときは歩留七％として七七七モの糠原油が得らるゝこととなる。
- (g) 農林省の計画では、二十三年産米の白米供出を九八六、九二五と計画してゐる。

かその中共同揚精をするものか大部分と認められ、その米標は比較的補償し易いのであるから、これを搾油する種菜は是非請すべきであらう。

非統制木標の搾油については、委託搾油の奨励策を講じてゐるが、その成績は頗る悪く、二十三年四月から二十四年三月まで一ヶ年間の公用収買米標油は三、四〇、七三八担に過ぎない。

C 搾油工場設備について

(a) 二十三年一月十一日同木標搾油工場の処理状況は油糧配給公団調査に依れば次の通りで歩出りの良い抽出設備は至つて少ない。(別表七八参照)

抽出設備 压榨設備	工場数	処理量率
計	二七	一五%
凡三		八五
一〇〇		

但し二十四年一月三十一日現在の処理能力は左の通りである。

(油糧配給公団調査)

抽出工場 压榨工場	工場数	二十四時間の能力	処理能力率
計	一四〇	一〇二七	一〇〇
	三六	三〇八	二四%
	一〇四	六七九	六六

(イ) 榨油工場の全国的分布状況は別表七及八の如く不均衡で、取扱の早い米糠とオシロイをホットで有効迅速に搾油し得るようには整備されていず、これは現在の統制米糠の処理についてこれを限定的に考えても既に欠陥であるか、更に非統制の分まで搾油しようとするときには一層緊急解決を要する問題となるであろう。

ロ 飼料配給公団の取扱面のオンブツツ介入の不徹底

工場に賣却することになつてゐるか、実際には搾油工場が予め飼料公団の指図する搾油ロットとなく直接に食糧配給公団から米糠を引取つてゐる。即ち飼料配給公団は搾油工場の入荷報告によつて、オンブツツで食糧配給公団と搾油工場の双方に押し代金の決済をしてゐるのやであるため、現物の操作をしてゐる食糧配給公団の発卸数量と、自己の買取数量との差があつてもこれを具体的に把握し得ない憾みを生じてゐる。

一 註し 二十三年四月から十二月までの搾油向米糠はつりまの両公団の持つてゐる数字は左の通り異つてゐるが飼料配給公団では又卸の取扱が区々な為その差の原因について明確な数字的説明ができてゐない。

食糧配給公団買取高 五二九五一七
飼料配給公団買取高 四二四八八七
尚誤差の原因とその善後処理方についてはこれと明かにする必要がある。

二 米糠の取扱は一般に慎重を欠く結果、数量欠減が多いことか、全国的に報告がなされてゐるが、一例を挙げれば豊橋市ユワカ産業株式会社の試算結果を左の通りである。

年 月	係 数	総 貯 数	一 係 平 均 欠 減
二十三年十月	五八七五	一三二二八貯	二二五一貯
十一月	七一五	一四九九五	二〇五二

E 長野県の例では、昭和二十三年十月、豊橋市名、重量と記入した証紙をつけることに依つて欠減防止に成功してゐる。

選元油制度の実施状況

米糠油は之を生産した都道府県に半量を還元する建前、其の割当は知事がするものと存つてゐるが、実態は次の通り不合理な多し。

1. 管理米は食糧配給公団が消費地に於いて供給する爲に米糠は大消費府県に於て多く発生するものであるが、之は必ずしも当該府県の米糠の需要量に比例して発生するものにはならない。

2. 米糠還元の目的及配給元について中央当局から明確な指示がないため都道府県の取扱は次の通りまちまちとなつてゐる。

○ 米糠還元油の各府県のまちまちを取扱ふりの事例

○ 殆んど全部を米糠油工場に配分してゐる府県
愛知、福岡、宮城、鹿児島、北海道

○ 殆んど全部を洗剤工場に配分してゐる府県
大阪、千葉、福島、新潟

○ 設備がない場合
広島

○ 殆んど全部を洗剤以外の軽工業に配分してゐる府県
長野、佐賀、山梨、滋賀

○ 何等配分措置をしていない府県

3. 還元油の割当をその工場に對する生産実態の把握の措置は殆んど行われていないので工場に於ける使用処理状況は把握されてない。

4. 還元油の配分については、知事の配分計画の決定連絡があつた後、主務官庁の発券があくれば、三ヶ月位かゝるのが普通である。

5. 通産省は還元油について割当証明書を発給して、いながら洗剤工場に計し、その油の量に見合ふ奇形ソーダの割当を殆んどしてない。

五、奥油関係

A 生産計画

現行の奥油の配分方式は登録榨油工場に於て、製品が出来てから以降の統制であり生産自体に計画性が全然なく、従つて本生産を増強し正規ルートでこれをつかむ努力についても何等の積極性がない。

素より奥油の生産計画を精密に樹立することは農産油脂原料の場合に比し極めて困難なことであつた。然しこれには、あくまで比較的の向題であり、ある奥油例は油絞りの振を捉えて之を油肥資源として特別の原料奥油係奨励施策例をとり、トワイン及重油の業者特配を行い、それに依り生産目標を樹立することも可能である。或るうじ、或る方法があると思われらるか如何。

B 奥油生産量の把握状況

北海道、苫城、千歳何れの地方に於ても、水産団体行政機関が、奥油の生産実態を把握して正規ルートに乗せようと努力している跡は見えない、単に天々の水産物検査所で検査した数量を以て生産量と看做してゐるに過ぎず、奥油の割合に相当する原料より当然生ずべき奥油の量すら推計して居る、正規ルート外の原料に依る生産について、全然無関心と云うも通言でない、奥油生産検査委員会制度は有名無実であり、第二次報告に述べた如く相当量の奥油横濱川が流れると云う旨もあるまい。

式めに、いか田生産数量の推定をしてみよう。二十二年の全国のオメ検査数量は北海道四七四二、六一一、その他三、四〇五、五五五、計七、〇八三、一九八、之を生いかに換算すると北海道二、〇二〇、一七〇、一七〇、メ（水揚量の七〇％に当る）その他一、〇九〇、〇〇メ（水揚量の五八％）となる。二十三年のいか田水揚量は北海道四、五六、〇九〇、〇〇メ（その他二、八〇〇、〇〇メ）であるから仮に之が前年全取の割合で算するれば加工されたオメは北海道三、一九二、六三〇、〇メ、其他一、六二四、〇五八、〇メとする。北海道的に三、三七八、二六三、三九一、八脱、其の他の地方で三、五七、二九二、メ（三、三九八、四五脱）合計一、〇五九、六七〇、メ（三、九七三、七六三、脱）のいか田の生産が可能と云う計算が出来、未だのである。

7 産

7 註

- ① 水揚数量は水産庁資料課の調査による。
- ② 製品検査数量は北海道水産物検査所の調査による。
- ③ するめ製造の歩留は北海道庁調査による（秋の最低歩留三三％とする）。

④ 生いかに対する肝蔵の歩留及肝蔵よりの採油歩留は北海道庁の調査による。肝蔵は生いかにの一、一％、採油歩留は肝蔵の二、三％（即ち生いかにの二、三％）。

⑤ 奥油原料割合は全く行われていない。使油用途は奥油の原料として、香棘、香棘の原料割合がある。他地域でも食用奥粉については、加工向として鮮臭の割合が行われてゐるが、これも奥油原料目あてとしての割合ではない。

⑥ 鮭、鱈、鮠の生肝蔵は重要な原料であるが、鮭割合外であり、肝蔵のまま高価に取引されて商工場に流れてゐる公算が大である。

⑦ 収買の状況
奥油の収買実績は別表一〇の通りであるが札幌管内の調査に依れば、二十三年四月から二十四年三月までの中水産物検査所の奥油検査数量は七、〇五脱に對し、公団収買量は六、三六八脱に止まつて居り、正規検査数量中からも、収買残れのあること

が弱われる。(別表九参照)

尚奥油は通例奥油と同時に生産せられるのであるから、柔質硫黄を統合し奥油も油糧配給公団扱いとすることゝが実情に即するのではあるまいか。

大 価格面
A. 小麦の価格関係

小麦の価格決定方式は、米価と同一のバリテイ方式に依つてゐるか、其の結果は次の通りで、適切と云つたわけの生産及供給に寧ろ障碍となつてゐる面が多いと思われ。

生産者販賣価格(石)	小麦	小麦
	平均反収	平均反収
反当相収入	二、三三三円	一、九八〇円
	一、〇三六石	〇、五〇〇石
	二、四三四円	九九〇円

註：二十三年(全国平均)

- ① 反当収量小麦は食糧、小麦は小麦は食糧局調査による。
- ② 小麦価格は、三等小麦は小麦は食糧品

(二) 輸入価格との均衡がとれていない。

中国産小麦は、(一) 日本(一) 既(既) 三、七二二円(一、五一七〇、ドル三、六、円換算) 国内産小麦は、(一) 既(既) 九、九〇円

その原因は生産条件が変化し基準年度(九一一年平均)比し左の如く反収が減少してゐることにあるようである。

基準年度(反収) 〇、九八一石 (農林統計)
二十三年度(反収) 〇、五〇〇石 (食糧局推定)

二十三年度は価格決定が次のように遅く、供給に支障があつたのみならず公団の買取事務を滞滞せしめた。

小麦	七月三十一日	価格決定月日
小麦	七月三十一日	
小麦	八月三十一日	

品質により価格に等級をつけるべきである。現行価格は合格品と格別品の二種あるのみであるが品質により細分は着しい差があるため(三〇%—四六%)之に依りて価格等級を定め品質改良を促進する要

カある
B 米糠関係

1. 米糠及脱脂糠の価格と調整する要がある。
 現行米糠生産者価格（三〇キロ正味） 六五円四八 一〇〇％
 脱脂糠（三〇キロ正味換算） 八二・七六 一二六％
 脱脂糠の方が高価であることが糠の需者者に嫌われ米糠全量採出の方針と阻害する一因となつてゐることに注意すべきである。
 2. 桐村配給公社のマーチンが次の如く二回加算されてゐる現行の取扱方式は改めらるべきである。

生 糖（三〇斤）	桐村公社買取価格	同上販売価格
油 粕（七五斤）	九五・四八（工場）	八六・四七（倉庫）
	一〇・三・四六（倉庫）	一二・三〇（倉庫）

3. 脱脂糠の価格形成に際し一律に採油歩留七％を採用してゐるは実状に即してない。脱脂大豆については粗粒と豆搾との間に公団買取価格に差をつけてあるが、これと同様の取扱は出来ないものであろうか。
 C 臭油関係

臭油原料たる鰹、鰯等の肝臓に公価がなく、且つ純利外であるため次の如く相当高値に取引されて密に流れてゐる北海道、宮城、福島、等では採油業者、製菓会社の買入れる臭の肝臓が夥しい量に昇り、青森鉄道管理管内で二十三年四月から二十四年一月までの輸送取扱量は五三三・九六〇担となつてゐる。
 臭肝臓取引価格 (単位一貫)
 鰹の肝臓 二五〇―三〇〇円
 鰯の肝臓 三〇〇―四〇〇円

七 採油工場に対する原料割当面
 A 原料割当基準について

国内産油脂原料の工場割当は知事が行つてゐるか、合理的な基準に基いて公正な割当を確保するためには農林省の指導が不十分の感がある。単に「採油設備・立地条件等」と勘案して定める様相蒙取に指示し一切を知事に委ねてゐるのであるが、其の結果は第三期中間報告に述べた通り設備能力のみを重視する傾向となり歩留りを軽視して採油効率を低下せしめる結果となつてゐる。（第三期中間第一参照）
 この臭輸入原料の取扱いはりの巧緻等の対応し入りの改善の余地があると思ふか如何
 B 生産実態の把握状況

榨油工場に対する生産歩留りの指示は概ね行われていたが標準歩留り以下の成績でも別に制裁がないので歩留を低く報告する傾向があり標準歩留り以上を報告する工場は殆どない。この事態が南油流出の一つの源泉をなしていると思われる。仙台管区EIBの調査した一例を示せば大豆榨油について青森県で二十四年一月発行、資料調査事務所、油糧配給公団等の調査団が調査した榨油歩留りと、工場より公団に報告した榨油歩留りとの間には左の如き開きがあった。

工場名	調査団の調査歩留	工場報告歩留
弘前油脂工業	八四六%	七四〇%
十和田食料工業	八六四	七五〇
阿保工場	七九〇	七〇〇

米糠搾油について福島県米山化学研究所、郡山工場では二十三年一月から十二月までの間に大二三六〇〇斤を処理し、二八五五〇斤へ歩留四八%の油を生産した。か公団に對する報告には二六、一五六斤へ歩留四四%の油を生産したことになつてゐる例がある。

第四 輸入原料の取扱ひぶり
一 原料割当

A 輸入油脂原料の割当事務については農林省で油脂中央審議会に諮問し、輸入油脂原料並油脂割当要綱により慎重にこれを行つて居り、これを油脂行政の他の部門に比するときは能く適確に運営されてゐると云ふべきであらう。前記割当要綱は、総合設備能力、歩留りを主として前二四半期の加重平均技術系数を基礎として割当基準を定むることにしてゐるので技術成績の向上及全量供出の勵行に役立っているのであるが原料割当の基準に於て尚綜合設備能力が相当重要視されてゐるため輸入原料処理工場は原料割当の増加を目的として遊休設備を維持してゐるに拘らず設備増設に努力する弊害面を生じてゐる。

出采得る限り更量の油を確保する立場に徹すると共に、且別設備を増設することの採り得るため技術系数に依る配分と更に一層増加し増設能力に對する割当については一定の制限を設けることが望ましい。

B 技術面を重視して原料の割当とするためには歩留算定の基礎となる入荷数量を精確に把握し採り得る採り得るが第二次報告(第二次第三三参照)に述べた如く入荷の減りに相當の減が生じてゐるのが一般である。そこで

原料の仕込数量と、原則として発取(港頭)の収量数量を以り、収取一%以上と

して工場側からクレームのついたときのみ着取の減量数量によってこれを決定することとしているのは適当でない。代金決済は公団のインボイス面によるとしても歩留計算では実際入荷量によることとすべきである。

又 入荷原料の事故品があつても、その数量、品度が歩留計算上考慮せられていないのは適当でない。左の一例の如く事故品は相当量に上ることがあるから油時原料と認められたいよう片ものは歩留について不欠減と同様に扱うべきである。

○二十三年第四次当路花庄中吉炭油株式会社の決算による事故品額

入荷月日	船名	入荷数量(匁)	事故品数量(匁)	%
二四二二八	イスカ号	七二一八三三	一、二一五	0.二
二四三一二	帝山丸ニ渡映	一、七二一、七四九	四一、二六二	二.四
二四三一二	ステラライクス号	四一〇、三九四	五七、八〇二	一四.一
計	キリストンスチード	二、八五三、九六六	一〇九、二七九	三.五

二 生産実態の把握状況

A 農林省からは、榨油工場に原料を割当する場合は、細目の生産指示を出している。油建託給公団からは、榨油業者との基本契約により製造又は貯蔵に限り期限、品種

企画 包紙又は桶装の方装共の必要事項を指示することが出来ることになつてゐるのであるが、製造完了後に、指示書を発行したり割当工場の稼働状況を十分に調査しないので口頭で指示したりしてゐるため、榨油工場で指示を無視する虞きがあり滋賀縣興田製油株式会社では二月十五日に製造着手の口頭指示をうけた落花生一九八匁を三月に於つても原油セグ内産大豆を搾油してその年の例が生じてゐる。

B 榨油歩留は次期原料割当に直接影響する様になつてゐるのでそれらの荷口の榨油歩留りについては、農林省の技術委員会の認定標準に對比し、確り良好と認められる。(第三次、第二、三参照)

三 製品の収買状況

毎月二十五日現在に於ける生産状況は月報は各工場から確実な公団に提出され兼て手続代金の決済も順調で、国内原料油脂の場合に對比しその事務の適確さには豆泥の相違がある。

第五 工場登録制度の整備の合理化について

- 一 工場の登録制度の目的は原油及加工の実態を掌握して統制運営の円滑化に資することにあると思はれるが、第三次報告に述べた通り、登録申請が迅速と相つぎ
- ① 制度自体としては、これを抑制することが出来たこと、
- ② 工場の実態調査が充分に行はれたいこと、

④ 煤油工場の取崩り工場の取崩りが充分に行はれぬこと、
 ⑤ 煤油については蒸出し業者の煤油が行はれぬこと、等の原因により、その目的は十分に達成されておらず、(第三回 第二巻)

二 工場の全国的増産傾向は次の通り急激であり、現在既に明かに過剰である。二十四年六月末現在煤油工場のみの二十四時間処理能力は千師及正産で八、三九五七、抽出で五、〇一三、七十二時間三百日換算として年間能力を計算すれば、二〇、〇五、二〇〇、七の驚くべき膨大な量に達する。

昭和二十四年一月末煤油工場数	四八五五	九七	四九五二
昭和二十四年六月末煤油工場数	六九二八	一五五	七〇八三
	正産	抽出	計

(油糧配給公団編)

三 煤油の米糠の搾油については米糠の頂に於いて述べた通り、尚高純度工場を全国的分布を要する必要がある。

三 煤油工場の過剰は各工場の原料割当量を減らす結果となり、工場の経済的運営を困難にする。国内油脂原料系荷面の弱体化と相俟つて、益々やみ原料増りに差込む結果と成つておるので当面是非その増立を抑制する何等かの方策が必要であらう。

その一方法として、工場設備の増設分は、割当審議会の事前承認を受けた場合のみ

原料割当の基準とすることも考へられようか。

第六、油脂加工関係

一 原料油脂の割当状況

A 通産省の原料油脂割当の発券事務は遅れ勝ちで特に沈黙業者に対する油津の割当は、非常に遅れている(第二回第三巻一、A、B、参照)

商工省生活物資局の一例

脂 肪 政(各)	二四二一九	二四三二六
食用硬化油(各)	二四三一〇	二四三二六
	経本割当決定通知	商工省発券

B 割当を受けた油脂の現物化も遅れ勝ちである。特に油津については、輸入原料の処理工場に送り地方で現物化が遅れ、青森、福島、長野、各縣では六ヶ月以上現物化出来ず、例を挙げている。

このやうに原料油脂の現物化が遅れる原因の一つは公団が割当證明書の提示を受けず、肉子定規に割当官庁の公団に対する発券通知がなければ、出荷し得ないことにある。他の原因としては油津については現在輸入原料処理工場及精製工場が生産され

るもの、みしか夫買されてい居いし生産した工場に保管されて居るので所在が、地理
の不便、容器、輸送等取扱が厄介である関係上、運輸に少量の輸送をすること
は、関係者が積極的でない英に在ると思はれるのであるがどうであらうか。

二 生産実態の把握状況

A 原料油脂に見合ふ生産指示は、還元油の場合を除いては概ね行われているが、クリセ
リンの抽出率をみるに原料油脂の濃度を問わず概ね0.1%をけ抽出指示率より多く取
出されて居り抽出指示の甘いことを指摘している。

B 実態の生産数量を逐日に把握することは極めて困難であるので、やみ製品を作らせ居
るために、生産歩留り取壊を次期原料割当の基準に組入れる等の方法に依り、全量取
出の差額を算場させることが策の得たものではあるまいか。

C 製品の検査

製品の検査は極めて不徹底であるからこの面からも生産歩留りの指示には取捨遊が
あるわけである。即ち西二省は石炭について二十三年度は取捨からのメーカーに対し
ては全量検査をして居ない。新規工場に対しては全量的に検査をしたが業者は試作品
を提出せしめられたり、取捨検査をしたのは東京商工局のみであり、製品の出荷数の
検査であり結局不合格品も配給されたことにはなつたのであるが不合格品を出したメ
カに対しては何等の処置を講じて居ない。荷取油及人並バダリーについてのみは油運

公団で検査をして居るが、検査用サンプルをメーカーに持参させる方式を採つて居るの
で必ずしも厳正な検査とは難い。

第七 食用油及石炭の配給面

食用油関係

A 農林省の割当決定から概ね一ヶ月内外で配給を完了し配給量についても概ね中央計
画基準通りに実施して居るが、第二報（第二報）第四（第一報）に述べた通り府縣で
多少増減したところが多い。問題は主として中央の配給計画が全国一斉に
配給し得る数量を確保するまで引延される関係上、次の如く時期がおくれくること
にある。一方公団のストックを多くし経理及容器の手配を困難ならしめて居る事情も
あるので計画的に地域を区切つても順次早く配給すると共に消費者の要望に応へもつ
と小刻みに配給する着意が必要であらう。

二十三年度食用油配給時期

農林省指示

農林省指示

上期	二三、六、二三	二三、七、二〇
第三、四半期	二三、一〇、一三	二三、一一、一四
第四、四半期	二四、二、二二	二四、四、九

B 配給実施面に対する都道府縣以下行政機関の監督は殆ど行われていない。即ち購入

粟の運送は少しも遅延されていないので配給状況については業者の報告に頼っている
有様で実態の把握は全く出来ていない(第八次 第四ニ参照)のが一様である。

二 石炭関係

A 家庭用石炭について

家庭用石炭の配給について並置当時所謂要綱配給方式に依つて行はれてゐたので
あるがその実施状況概ね円滑であつたやうである。例外として北海道では中央の割当
決定から配給まで二ヶ月内外かゝつた例がある。配給基準数量も大体確保されてゐる
が府縣の人口把握の不正確等に基因して一部に基準量を突破したところがある(第八次
ニ参照)。

B 労務用石炭について

商工省は郡道府縣から配給完了報告を徴することにしてゐるが履行されてはいな
い。報告を提出してない府縣の方が寧ろ多いのに放置して配給の実態を把握していな
いのである。又郡道府縣にしても概ね卸業者の販賣報告を購のみにして集計してい
るに過ぎないから実態を正確に把握してゐるとは云ふ難いこと勿論である(第八次ニ参照)

基本及主務官庁が配給計画を擬する際には職種別比重を考慮してゐるが実態の割当
は事業体毎に一括割当数量を指示して内部の配分は自由にしてゐるので一般に悪平等
に陥つてゐるのであるが、郡道府縣主務官庁の何れもが配給実状は把握していない。只
配給業者の出荷明細書により各事業体毎に出荷された重量を知つてゐる程度。

第八 改善意見

I 経済安定本部関係
一 行政機構面

- 1 中央に油脂行政の総合的中枢推進力となる強力な機構を設けること。尚差当り、油脂配給の公団に於いてその役員増補を国々之共にその所管の資金の手続き等、配給の行政的統制の強化を講ずること。
- 2 飼料配給公団の油脂関係関係業務(魚粕、脱脂糠の収買)を油糧配給公団に移管しその人員を強化すること。
- 3 食糧配給公団段階で発生する米糠は食糧配給公団から各榨街工場に売却し、油及粕は油糧配給公団が榨油工場から収買することの改めること。

II 国内産油脂原料面
A 大豆関係

- B 大豆関係
- C 米糠関係
- D 魚粕原料

- 4 大豆の重要産地はつさりせせ単独供出割合を考慮すること。
- 5 大豆の重要産地はつさりせせ単独供出割合を考慮すること。
- 6 政府の委託播種による米糠及精米供出により発生する米糠を統制し榨油原料として活用すること。
- 7 魚類の生肝蔵を統制し榨油原料に活用すること。

II 農林省関係

一 行政機構関係

二 国内産油原料関係

ア 大豆関係

イ 大豆関係

- 9 (経本の項1, 2, 3に含む)
- 10 表の場合に取付けない程度の余力を大豆の生産計画と確立すること。
- 11 (経本の項4, 5に含む)
- 12 公団の指定倉庫制を採用し、供出大豆をとりつかり確保すること。
- 13 榨油業者の集買人兼業禁止制を徹底させること。
- 14 還元油制度就中超過供出全量還元制を再検討、目的に合理化すること。
- 15 大豆の価格を合理化すること(価格の引上及び品質による併販差の設定)
- 16 (経本の項6に含む)
- 17 味噌原料地の収量査定方法を定め指示すること。
- 18 食用油の数量還元を廃止すること。

ロ 米糠関係

ハ 魚油原料関係

ニ 油脂原料割当関係

- 19 (経本の項7に含む)
- 20 府県に対する米糠油の全量還元制を廃止すること。
- 21 米糠油粕(脱脂糠)の価格を引下げること。
- 22 搗粕と搾油との連絡関係と調整合理化すること。
- 23 (イ) 搗粕所に搾油設備の増設方を奨励すること。
(ロ) 米糠の工場直取の場合の④控除額を再検討合理化すること。
- 24 魚油生産奨励策を積極化し計画化すること。
- 25 (経本の項8に含む)
- 26 魚油と魚粕の集買人と必要の兼業制とし収買責任数量を設けること。
- 27 魚出業者も工場登録を要するものとする。
- 28 搾油歩留と重量視した原料割当基準を府県に明示すること。
- 29 原料割当基準と搾油歩留をもつと重量視した基準に改めること。
- 30 削減取物品は歩留計算の基準にしないこと。
- 31 油脂中央審議会の事前の審議を経ない新設設備に対しては原料割当てない等の考慮を併い設備増設の弊を除去すること。

- 四 工場製糖の運管面
- 五 油脂加工関係

- 六 油脂原料の検査面
- 七 食用油の配給面

且 通産省 関係

- 一 油脂原料の検査面
- 二 石鹼の検査面
- 三 油脂加工関係
- 四 石鹼の配給面

- 31 榨油機製造用の資材割当を厳重に制限すること。
- 32 製品の品質歩留り等重要視した原料油脂の割当基準を定めること。
- 33 製品に対する生産指示方法を再検討合理化し、特に供出実績を次期原料割当に反映させること。
- 34 油脂原料の公正適当な検査を履行すること。
- 35 配給業務の監督を徹底して実施すること。
- 36 地域別順から配給及び小刻み配給を実施すること。
- 37 魚油検査用のエーテル、アルコールを確保すること。
- 38 製品検査はすべてメーカーを対象とすること。
- 39 (農林省の項におなじ)
- 40 配給業務の監督を十分徹底すること。

且 物價 関係

料 国内産油脂原料

- A 豆及ね用 係
- B 米糠 関係

V 街糧 配給 公用関係

- 一 概 荷 面
- 二 国内油脂原料 係
- 三 輸入原料取扱 係
- 四 油脂加工関係 係
- 五 精製油の検査面

- 41 (農林省の項におなじ)
- 42 (農林省の項におなじ)
- 43 (農林省の項におなじ)
- 44 府県の第一線収買機構を強化するたため本部及部、支所、出張所と締成啓すること。
- 45 オンパツク業務に満足せず現物把握業務兼作体制に切替へること。(ハニニニ)
- 46 着眼校買を原則とするに改めること。
- 47 原料油脂の出荷割当指図を迅速にすること。
- 48 ワンプルは必ず公用が任意に採取すること。



23年華僑在留の作付及收穫について、の府県報告と、保根マ当の対比
 (府県報告は倉庫斤油胎採出資料)

	都道府県報告(昭和24年4月7日)(A)		府県報告(昭和24年4月7日)(B)		B/A %
	保付面積 町	収量 名	保付面積 町	収量 名	
北海道	500.0	0.50	731.0	0.905	70
青森	12.4	0.60	88.1	0.477	573
岩手	7.2	0.50	17.6	0.308	75
宮城	74.3	0.30	52.8	0.535	113
秋田	5.1	0.30	1.3	0.477	129
山形	150.0	0.35	137.7	0.482	134
福島	424.7	0.38	719.5	0.753	331
茨城	2,325.0	0.40	2,060.6	0.890	186
栃木	224.0	0.47	341.8	0.578	197
群馬	450.0	0.46	443.7	0.484	105
埼玉	404.0	0.36	452.2	0.552	263
千葉	1,000.0	0.38	935.7	0.772	190
東京	22.0	0.22	25.5	0.722	376
神奈川	370.0	0.40	402.4	0.715	192
新潟	465.0	0.40	402.2	0.832	150
山梨	82.0	0.54	49.2	0.900	108
石川	537.0	0.34	95.1	0.586	301
福井	200.0	0.37	291.8	0.832	238
山梨	163.0	0.12	145.1	0.881	77
長野	353.0	0.90	422.1	0.575	95
岐阜	278.0	0.32	712.1	0.984	40
静岡	455.0	0.32	492.1	0.648	102
愛知	2,340.0	0.51	2,411.0	0.676	126
三重	1,510.0	0.51	1,546.6	0.683	95
滋賀	2,164.0	0.66	2,000.8	0.511	51
京都	222.0	0.60	1,990.1	0.642	284
大阪	205.7	0.48	872.0	0.761	232
兵庫	256.0	0.40	2,879	0.832	142
奈良	154.0	0.40	1,822	0.626	160
和歌山	45.0	0.31	95.3	0.853	57
鳥取	170.0	0.60	1,878	0.552	72
島根	70.0	0.75	101.9	0.739	142
岡山	450.0	0.40	836.2	0.742	331
広島	236.0	0.61	211.0	0.711	108
山口	1,007.0	0.40	275.3	0.532	36
徳島	1,788.0	0.49	172.1	0.670	148
香川	380.0	0.59	352.2	0.583	87
愛媛	211.0	0.66	1,048	0.562	44
高松	60.0	0.55	108.0	0.767	346
福岡	4,500.0	0.60	3,581.3	0.855	112
佐賀	1,100.0	0.55	1,141.8	1.000	189
熊本	1,000.0	0.56	617.3	0.642	22
大分	1,811.0	0.45	1,735.3	0.432	102
宮崎	806.6	0.45	602.1	0.473	77
鹿児島	1,783.0	0.46	1,890.0	0.648	146
沖縄	5,070.0	0.50	4,371.4	0.426	73
総計	36,736.0	0.50	192,967	0.626	111

別表 1

油糧配給公団、飼料配給公団職員数対比表

(昭和44 / 現在)

	油糧配給公団			飼料配給公団			合計
	本部	支所	合計	本部	支所	合計	
北海道	61		101		55	156	122
青森		3	3		9	12	9
岩手		3	3		11	14	11
宮城	28		30	37	12	49	51
秋田		2	2		10	12	10
山形		3	3		11	14	11
福島		2	2		13	15	13
茨城		2	2		11	13	11
栃木		2	2		12	14	12
群馬		2	2		12	14	12
埼玉		2	2		12	14	12
千葉		3	3		13	16	13
東京都	47		50	48	18	66	244
神奈川県		4	4		12	16	12
新潟県		1	1		11	12	11
富山県		1	1		10	11	10
石川県		2	2		7	9	7
福井県		1	1		10	11	10
岐阜県		1	1		11	12	11
静岡県		2	2		11	13	11
愛知県		2	2		10	12	10
三重県	41		41	42	14	56	56
奈良県		2	2		10	12	10
和歌山県		2	2		8	10	8
徳島県	48		48	57	12	69	12
香川県		3	3		13	16	13
愛媛県		1	1		15	16	15
高知県		1	1		7	8	7
福岡県		1	1		7	8	7
佐賀県		2	2		9	11	9
熊本県		2	2		10	12	10
大分県		2	2		12	14	12
鹿児島県		2	2		12	14	12
沖縄県		2	2		10	12	10
計	163	106	269	183	282	465	1028
平均	27	19	46	18	27	45	100

2023年度尔尔石油制油及供出実績
 自昭和23年4月1日
 至昭和24年3月31日

	A 制油 K _g	B 制油供出 K _g	C 製油供出 K _g	D 運元油 K _g	E = B + C	E/A %	A/B %
北海道	510,000	420,980	0	39,647	420,980	83	83
青森	24,000	2,320	13,320	5,114	20,140	86	81
岩手	4,800	1,500	0	0	1,500	31	31
盛岡	18,000	1,380	2,580	1,527	3,907	55	41
秋田	1,500	1,380	1,280	581	2,660	147	77
山形	56,000	28,500	131,880	40,611	160,880	277	52
福島	156,000	134,220	380,400	138,111	514,120	330	86
茨城	370,000	535,560	29,680	54,284	611,240	62	55
栃木	108,000	52,980	24,420	10,441	28,400	22	49
群馬	130,000	87,300	0	12,518	59,300	43	13
埼玉	180,000	23,800	44,880	18,362	118,680	66	41
千葉	600,000	23,800	0	10,141	23,800	10	12
東京	7,600	6,000	0	371	6,000	63	13
神奈川	2,160,000	163,680	127,500	52,225	292,180	132	6
新潟	180,000	148,840	58,020	35,845	207,760	113	81
富山	42,000	11,760	420	0	12,180	27	28
石川	42,000	15,240	18,000	0	33,240	77	36
福井	108,000	63,360	0	0	63,360	59	59
山梨	108,000	18,660	300	2,126	18,786	18	17
長野	172,000	108,200	0	14,544	106,200	55	55
岐阜	500,000	214,860	33,220	6,033	248,580	80	22
静岡	500,000	286,480	64,860	8,437	353,540	118	76
愛知	1,560,000	1,112,580	302,460	0	1,425,040	95	71
三重	1,020,000	593,040	17,480	475	608,220	59	58
京奈	790,000	790,000	400,610	220,357	1,190,610	141	100
大阪	102,000	102,000	53,220	25,522	154,320	151	100
兵庫	132,000	92,580	14,140	16,239	102,700	82	71
奈良	146,000	92,340	25,860	19,121	111,200	82	64
和歌山	60,000	32,640	180	4,533	32,820	55	55
鳥取	18,000	10,880	18,960	5,132	27,580	144	59
島根	22,000	22,010	18,620	43,521	170,620	265	100
岡山	145,000	45,000	22,920	12,460	67,920	151	100
広島	300,000	249,700	199,380	59,183	448,280	150	83
山口	120,000	80,540	245,260	115,285	389,840	149	88
徳島	22,000	22,000	53,240	21,129	73,360	174	100
香川	180,000	112,740	163,300	59,764	225,640	125	83
愛媛	146,000	69,500	45,300	21,222	110,800	78	47
高知	26,400	16,580	2,760	3,580	17,540	69	55
福岡	3,000,000	2,401,800	245,100	367,153	2,804,910	74	80
佐賀	600,000	369,780	335,640	151,222	705,420	107	95
長門	600,000	561,240	40,380	53,222	604,520	100	94
熊本	792,000	548,660	20,860	65,851	613,320	78	69
大分	300,000	231,840	93,000	13,442	324,840	108	77
宮崎	1,020,000	812,160	17,700	27,813	825,660	81	80
鹿児島	2,520,000	1,193,160	437,440	168,201	1,632,600	59	47
計	18,803,000	12,266,580	4,013,760	2,278,497	16,825,320	71%	69%

① 此表は昭和23年5月末日までの総額数字、② Aは食糧用油除く製油原料より計算

列表 3

茨城県における23年産の米の生産及供出関係数字

23年2月末現在
茨城県調査

郡市名	原計画 面積	都市計画 面積	米畝 面積	米の畝 反	収獲 量	供出割合 (A)	供出状況			比率 (B/A)
							前年 比	前年 比	前年 比	
石岡市	150	57	113	4.50	52.7	44.9	17.5	5	12.5	30%
笠間市	850	441	644	5.70	367.1	286.9	62.4	-	67.4	23
岡崎町	500	260	340	4.50	221.0	172.6	110.0	10.5	120.5	70
一宮町	225	643	657	5.75	395.0	308.9	208.7	144.7	349.8	113
水戸市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
半田町	360	340	346	4.58	222.7	172.9	184.0	66.7	250.7	141
高崎町	480	480	480	6.70	273.6	214.4	82.4	-	82.4	38
豊川町	230	230	230	6.10	140.3	109.8	76.2	-	76.2	65
津島町	700	275	430	4.86	209.0	162.3	42.5	-	42.5	26
茨城町	450	371	397	4.75	189.6	146.3	54.5	10.3	64.8	44
水戸市	1,210	981	1,057	4.96	524.3	402.6	122.7	1.5	124.2	30
西郷町	1,873	774	1,287	5.36	689.8	538.0	480.4	22.1	503.5	74
戸田町 (=7)	1,400	1,674	1,779	5.97	1,074.0	840.0	652.3	150.5	802.8	96
茨城町 (=7)	600									
中島町	2,700	2,345	2,463	5.86	1,443.3	1,129.4	632.8	292.5	925.3	82
海部町 (Tマ)	5,321	2,700	3,573	4.70	1,679.3	1,311.5	946.2	572.8	1,519.0	116
和野町	1,736	1,374	1,541	6.00	924.6	723.5	400.9	366.5	767.4	166
君海町	5,396	3,570	4,179	6.00	2,506.8	1,959.6	1,503.6	491.3	1,744.9	102
橋本町 (ハツ)	2,185	5,268	5,893	7.88	4,643.7	3,637.9	3,228.9	370.6	3,599.5	99
戸田町	1,070	866	940	6.31	572.1	464.2	301.5	67.5	362.0	79
面加茂町	37	55	55	4.75	26.1	19.4	12.6	10.0	22.6	116
東加茂町	30	22	24	4.20	10.1	7.2	2.0	-	2.0	22
北茨城町 (99:99)	120	-	-	-	-	-	-	-	-	-
南茨城町 (111:111)	21	66	66	6.00	39.6	30.8	-	-	-	-
笠間町 (ホ)	224	223	223	7.20	160.6	126.2	65.5	-	65.5	52
鹿嶋町	492	279	365	5.00	182.5	142.2	51.5	0.2	51.7	36
石岡町 (5+)	244	44	110	4.79	52.7	40.7	39.1	-	39.1	76
計	34,004	23,633	27,712	平均 6.10	16,628.5	13,003.2	9,272.6	2,575.7	11,853.3	91

単位 屯

23年度大豆の供出割合及供出実績 (自23年10月1日
至24年3月31日) (農糧庁食糧部4月8日現況の集計)

道	支	出	割	当	供	出	実	績	供	出	比	率
北海道	12,400	3,710	2,280	3,000	64,591	54,800	2,627	3,000	836	2,259	144	
青森県	3,710	2,280	3,000	30	54,800	2,627	3,000	836	2,259	148		
岩手県	2,280	3,000	30	1,560	54,800	2,627	3,000	836	2,259	116		
秋田県	3,000	30	1,560	5,490	54,800	2,627	3,000	836	2,259	115		
山形県	30	1,560	5,490	950	54,800	2,627	3,000	836	2,259	2,259		
福島県	1,560	5,490	950	270	54,800	2,627	3,000	836	2,259	63		
茨城県	5,490	950	270	1,290	54,800	2,627	3,000	836	2,259	114		
栃木県	950	270	1,290	1,290	54,800	2,627	3,000	836	2,259	577		
群馬県	270	1,290	1,290	1,290	54,800	2,627	3,000	836	2,259	312		
埼玉県	1,290	1,290	1,290	210	54,800	2,627	3,000	836	2,259	98		
千葉県	1,290	210	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	267		
東京都	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	1,052		
神奈川県	150	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	158		
新潟県	150	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	158		
富山県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	105		
石川県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	57		
福井県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	54		
山梨県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	21		
長野県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	170		
岐阜県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	178		
静岡県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	235		
愛知県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	102		
三重県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	102		
奈良県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	158		
和歌山県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	78		
徳島県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	115		
香川県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	170		
愛媛県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	70		
高知県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	67		
福岡県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	147		
佐賀県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	45		
熊本県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	116		
大分県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	177		
鹿児島県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	50		
沖縄県	0	0	0	0	54,800	2,627	3,000	836	2,259	23		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	85		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	187		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	42		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	16		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	201		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	50		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	47		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	58		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	88		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	102		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	90		
計	84,300	2,627	3,000	836	54,800	2,627	3,000	836	2,259	141		

別表 5 主要果に於ける23年産大豆の生産計画並に供出状況

(供出は2024年5月末現在)

都 市 名	果の生産計画面積		生産量	供出目標量	供出実績	供出達成率 %
	面積	収 入				
栗 名 郡	247	558	134.4	500	84,355	168.9
真 井 郡 (170)	76.3	820	473.0			
三 重 郡	68.4	551	372.6	350	1,360.76	388.8
鈴 鹿 郡	107.5	258	415.6	250	246.09	98.4
河 庄 郡 (777)	30.6	579	183.3	300	346.65	115.6
安 濃 郡 (711)	33.0	685	226.2			
一 志 郡	142.6	613	910.5	800	1,474.70	174.3
飯 南 郡 (171)	95.7	642	616.6	800	750.58	93.8
多 摩 郡 (97)	101.8	406	617.0			
渡 辺 郡 (773)	181.8	665	1,209.6	850	763.73	70.6
阿 山 郡 (743)	120.4	489	830.0	1,100	2,248.26	206.2
多 賀 郡	91.7	680	623.3			
志 摩 郡	128.6	658	722.6	500	688.6	138
北 半 農 郡	43.1	151	45.0	20		
南 半 農 郡	64.7	605	391.7	80		
桑 名 市	45	569	25.6	10	48.1	48.1
四 日 市 市	14.3	820	172	30	50.82	169.4
湖 松 市	15.7	517	66.0	20	100.95	504.8
松 阪 市	12.1	548	67.0	30	98.30	527.7
宇 治 山 田 市	36.6	158	57.2	10	3.59	35.9
上 野 市	28.1	654	184.1	50	259.85	519.1
鈴 鹿 市	71.2	526	374.3	100	162.55	162.6
計	1,464.7	1,606	8,879.2	5,800	8,854.13	152.7

「備考」 農林省の割当または供出目標量は47,186トンである。